

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

規則	四五
○福島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	四五
告示	四五
○土壌汚染対策法により形質変更時要届出区域を解除する件	四五
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	四五
○患畜又は疑似患畜の発見について届出があった件	四五
○土地改良法により換地計画を定めた件	四五
○保安林の指定をする予定である旨通知があった件	四五
○保安林の指定をする予定である件	四五
公告	四七
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件二件	四七
○福島県教育委員会教育長	四七
○落札者を決定した件	四六
○福島海区漁業調整委員会	四六
○はえなわ漁業について指示する件	四六
○漁業法により指示する件	四九

規 則

福島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年八月二十七日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第五十九号

福島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

福島県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十六年福島県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（平成八年政令第一百五十三号）」の下に「、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号。以下「間伐特措法」という。）及び森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第六十二号）」を加える。

第二条第二項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 間伐特措法第十一条に規定する認定特定増殖事業者が認定特定増殖事業計画に従って特定増殖事業を実施するのに必要な資金を借り入れる場合 十二年以内

第二条第三項中「前項第三号及び第六号」を「前項第三号、第四号及び第七号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（林業振興課）

告 示

福島県告示第五百五十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定を次のとおり解除する。

平成二十五年八月二十七日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 指定を解除する区域

会津若松市門田町大字年貢町字大道東四四一番一、四四四番一及び四五三番一の一部
- 二 指定を解除する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特定有害物質（土壌汚染対策法第一条に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類
 - 1 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物
 - 2 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

なし
- 三 当該区域は、土壌汚染対策法施行規則第五十八条第四項第九号に該当し、当該形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められたものである。
- 四 講じられた汚染の除去等の措置

土壌溶出量基準に適合しない特定有害物質に汚染された土壌の掘削除去
(水・大気環境課)

福島県告示第五百五十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年八月二十七日から同年九月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十五年八月二十七日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百五十二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。
平成二十五年八月二十七日

福島県知事 佐藤雄平

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見群数	発見の場所	発見年月日	摘要
腐蛆病	蜜蜂	患畜	四群	いわき市	平成二五年八月一六日	自衛殺

(畜産課)

福島県告示第五百五十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、柳津北部地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十五年八月二十七日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十五年八月二十八日から
年九月十七日まで (二十一日間)

三 縦覧の場所

柳津町役場 (農地管理課)

福島県告示第五百五十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十五年八月二十七日

福島県知事 佐藤雄平

一 保安林予定森林の所在場所

二 指定の目的

三 指定の目的

三 指定の目的

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第五百五十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。
平成二十五年八月二十七日

福島県知事 佐藤雄平

一 保安林予定森林の所在場所

二 指定の目的

三 指定の目的

三 指定の目的

- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

公 告

公告第二百七十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成二十五年八月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあつた年月日
平成二十五年八月十四日
- 二 名称
特定非営利活動法人相双に新しい精神医療保健福祉システムをつくる会
- 三 代表者の氏名
大川 貴子
- 四 主たる事務所の所在地
福島県南相馬市鹿島区浮田字西大谷地十五番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、相双地域の一般住民及び公共職員や福祉施設従事者に対し、心のケアに関する事業を行うと同時に、精神科医療、保健、福祉に関する啓発事業並びにネットワーク作りを推進する事業を行い、精神科医療、保健、福祉の向上に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百七十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成二十五年八月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあつた年月日
平成二十五年八月十四日
- 二 名称
特定非営利活動法人郡山のびのび福祉会
- 三 代表者の氏名
安田 洋子
- 四 主たる事務所の所在地
福島県郡山市富田町字細田五十五番地の四
- 五 定款に記載された目的
この法人は、乳幼児、学童、及び障害児に対して、保育・教育に関する事業を行うとともに、障害児・者ならびに、その家庭に対してのケア・サポート、障害者に対するの生活介護に関する事業を併せて行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

福島県教育委員会教育長

公告第16号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるF K S（ふくしま教育総合ネットワーク）ウェブシステムの賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年8月27日

福島県教育センター 所 長 青 山 修 身

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
F K Sウェブシステム（搬入、設置、導入、保守等を含む。） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県教育センター 福島県福島市瀬上町字五月田16番地
- 3 落札者を決定した日
平成25年7月16日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本コムシス株式会社 東京都品川区東五反田二丁目17番1号
- 5 落札金額
93,870,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成25年6月4日

（総務管理部）

福島県海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第五号

福島県の地先海面におけるはえなわ漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十五年八月二十七日

福島海区漁業調整委員会

会長 新妻 芳 弘

一 操業の承認

最大高潮時海岸線における富岡川河口中央から正東の線以南の水深百メートル以上の福島県の海域において、はえなわ漁業（浮きはえなわ漁業を除く。）を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

二 承認の対象漁船

はえなわ漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数七トン未満とする。

三 操業期間

一に規定する海域における操業期間は、平成二十五年十月一日から平成二十六年三月三十一日までとする。

四 制限又は条件

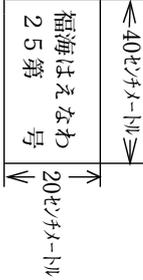
1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

北緯三十七度十七分四十九秒以南の水深百メートルから水深三百メートルの福島県の海域

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間
この指示の有効期間は、平成二十五年十月一日から平成二十六年九月三十日までとする。

福島海区漁業調整委員会指示第六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十五年八月二十七日

福島海区漁業調整委員会

会長 新妻 芳弘

福島県漁業調整規則（昭和四十年福島県規則第五十九号）第四十五条の二第一号から第五号までに規定する区域においては、平成二十五年十月十五日から同年十一月十四日までの間は、はえなわ漁業を営んではならない。